

総務文教常任委員会会議録

令和7年3月10日（月）

令和7年3月10日（月）午前10時00分から総務文教常任委員会を第一委員会室に招集した。

- 出席した委員は、次のとおりである。

委員長	高畠 一幸	副委員長	飯島 孝也
委員	丸山 国一		廣瀬 明弘
	青柳 好文		高野 浩一
	平塚 悟		相沢 俊行
	有賀 公子		

- 欠席した委員

なし

- 委員以外で出席した者は、次のとおりである。

なし

- 説明のため出席した者は、次のとおりである。

政策秘書課長	前田 政彦			
総務課長	手塚 秀司			
財政課長	田口 俊			
税務課長	飯島 泉			
市民課長	土橋 美和			
観光商工課長	廣瀬 仁			
大和支所長	金井 明則			
教育総務課長	清水 修			
生涯学習課長	小林 好彦			
政策秘書課	廣瀬 亮			
総務課	三枝 俊和	新田 照人	武井 一徳	樋口 透
観光商工課	武藤 剛			

教育総務課 高石 宏満 齋川はづき

生涯学習課 後藤みすず 森 なおみ 三谷 町子

- 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局 書記 姫野 敏樹 清雲 敬祐

- 会議に付された案件は、次のとおりである。

議案第 2号 甲州市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例制定について

議案第 3号 甲州市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について

議案第 5号 甲州市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び甲州市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 8号 甲州市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び甲州市税条例の一部を改正する条例制定について

議案第 12号 甲州市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 15号 甲州市勝沼青少年旅行村設置及び管理条例を廃止する条例制定について

〔開会 午前10時00分〕

- 委員長（高畠一幸君） 初めに、議会広報編集委員会から撮影の申出があり、これを許可しておりますので、ご承知おきください。
ただいまの出席委員9人、定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

議長挨拶

- 委員長（高畠一幸君） 議長が見えておりますので、挨拶を受けます。
○ 議長（平塚 悟君） おはようございます。雪も舞ったりするところでありますが、日に日に暖かさを感じる季節となってまいりました。

先週も厚生経済常任委員会が7日に開かれましたが、今日、総務文教常任委員会に付託をした条例案の審査、それから所管に関する調査となります。充実した調査となるよう、また慎重審査をよろしくお願い申し上げまして、一言ご挨拶といたします。

開 議

- 委員長（高畠一幸君） これから本日の会議を開きます。

本日の議題につきましては、2月20日の本会議において当委員会に審査を付託された条例案6件の審査をお願いいたします。また、審査終了後のその他の件につきましては、事前に質問をいただいておりますが、追加の質問がある委員は、この後、最初の休憩中に委員長へ申出をお願いいたします。

議案第2号

- 委員長（高畠一幸君） 初めに、議案第2号 甲州市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（高畠一幸君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

総務課長、ちょっとお伺いしたいのですが、いいですか。

禁錮と懲役という二つの刑が一つになるということなのですけれども、懲役と禁錮の刑の重みというのが今まで分類されていたと思うのですけれども、拘禁刑一択になるとということは、その中で分割をされるというような認識でよろしいのか、ちょっとそこだけ分かかったら。

手塚総務課長。

- 総務課長（手塚秀司君） お答えいたします。

懲役と禁錮の違いは、役務があるかどうかの違いだけで、刑の重さには差があるものではございません。懲役刑につきましては、いわゆる労務役務が義務的に科せられる。禁錮に関しては基本的にはないのですが、任意的に本人が希望すれば労役もできるということで、その違いだけで、刑の重みに違いがあるものではございません。

- 委員長（高畠一幸君） ありがとうございます。

そのような認識の中で、委員の皆様、何かご質問がありましたら。

（発言する者なし）

- 委員長（高畠一幸君） よろしいですか。

議案第2号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第2号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長（高畠一幸君） ご異議がないので、さよう決しました。
-

議案第3号

- 委員長（高畠一幸君） 次に、議案第3号 甲州市職員給与条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

(当局説明)

- 委員長（高畠一幸君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

丸山委員。

- 委員（丸山国一君） この条例の改正によって、職員の人材確保であるとか、他市に比べてどうなのかなというのをちょっと感じるのですけれども、以前から甲州市の職員の給与というのが低いということで、人材確保がなかなかしづらいのではないかということをこれまで何回かお話をしていますけれども、そうした中でこういった改正で、この改正によっていろんなことが、職員の皆さん的安全で安心で、そして社会情勢に合った給与体制になっていくと、そして条例化していろいろなものを対応していくということですけれども、この条例改正によって、他市に比べて甲州市の給与全体について、どのような感覚を持っているのかなと、なるべく優秀な人材を少しでも集めていただいて、職員が本当に気がいを持って仕事ができる甲州市の行政、市政ということだと思うのですけれども、その点はどのような状況を把握しているのか、お尋ねします。

- 委員長（高畠一幸君） 手塚総務課長。

- 総務課長（手塚秀司君） お答えいたします。

今回の改正で変わることろというのは、給与表が変わるわけなのですけれども、それによって職員の待遇がどこまでよくなるかということよりも、これについては、今までなかなか昇給昇格がされないと、給料がどんどん号給が下に伸びていくだけで、なかなかそれがなかったのですが、今度下のほうの号給が全部削除されて、わたりがしやすくな

るというのが一つございます。

ただ、この運用につきましては、市町村がそれぞれ異なっていまして、当市が、なかなかラスパイレス指数が低いというところは、やはりその辺のところのわたりの問題があるのかなとは認識はしてございます。そこが改善されないことには、なかなか上がってくることはないと。

あとはもう一点、55歳になりますと一応、昇給停止ということがあるのですけれども、本市におきましては55歳過ぎましても、基本的には2号俸上げるという措置を取っています。本当はこれも国のはうからはやめなさいと言われているのですが、我々の市はラスパイレス指数が低い関係がありますので、何とか今、国のはうに話をする中で、そこは維持をしているのですが、いずれこの辺も改正をしなければならない。

これはもう、先ほども言ったわたりもそうですけれども、55歳昇給停止もそうですけれども、これは全部、運用だけの話なので、条例に含まれるという内容ではございません。

今回の条例の中には、あくまでも給料表の下の部分が切れた給料表に改正されるということで、これについては、どの市町村も同じ給料表を使っていますので、そこに差があるものではございません。

以上でございます。

○ 委員長（高畠一幸君） 丸山委員。

○ 委員（丸山国一君） 今、課長の説明で、今回の条例についての状況は把握できるのですけれども、先ほど言いましたようにそうした人材確保、そして職員の皆さんのがやりがいもあるし、そしてそれに見合った給与体系でもあるしということで、誇りを持って仕事をしていただけるような、そういった方向をぜひ見出していただきたいなと思います。

これは要望としておきます。

○ 委員長（高畠一幸君） ほかに質疑はございませんか。

相沢委員。

○ 委員（相沢俊行君） 先ほど来、背景としてあるのは、民間も含めた中で、他の自治体との人材確保の競争ももちろんあるのですけれども、大きくはここにも書いてあるとおり、民間企業、今、大変人手不足の中で給料を上げたり、休日を増やしたりということをやっている中で、今回の条例改正ということになっているのは当然必要なことだということであるのですけれども、二つほどお聞きしたいのは、市民目線からした場合は、トータル的にこの条例が改正された暁に、当然のことながら人件費総体、全体のあれが

何%ぐらい上がるのかなというふうなことが、一つの関心ではないかなと思うのですが。この時点で聞くのはちょっと早いのかもしれませんけれども、大筋だけお聞かせ願いたいということが一点。

二つ目は、これ改正内容の最初にトップに書いてあるのですけれども、若手中堅職員の昇格時を早めたい。それから採用時の給与改善を目指すというふうに、ここにははっきりと書いてあるので、初任給の段階で今回はきっちり民間にも対抗できるような給与に改定していくのだということだというふうに理解すればよろしいでしょうか。

それから、昇格時期が早まるとか、早める、あるいは採用試験の受験年齢の問題もありますけれども、その辺の概略はどのようなふうなお考えなのか、お尋ねします。

- 委員長（高畠一幸君） 手塚総務課長。
- 総務課長（手塚秀司君） お答えいたします。

まず、これによって給料、人件費がどのぐらい上がるかということなのですけれども、12月の議会で、4月に遡る給料表の改定をさせてもらってございます。それについては、既に1月1日のときに反映させているところでございまして、それについて、今回の給料表につきましては、例えば3-10の号給が仮に30万円とします。その30万円のお給料をもらった人が、今度は例えば、下が切れるので、その新しい給料だと3-5とかに位置づけされるのです。その金額もやはり30万円で、基本的に現在受けている職員の給料は何も変わりません。ただ、今回、先ほども言ったように給料表自体が変わるので、下のほうの高いほうの号給が全部切れてしまうので、下にどんどん伸びていくということがないので、わたりがしやすくなるという中で、昇給とか昇格がしやすくなるような給料表になるのですけれども、それについては先ほどもお話をしたとおり運用の中の話なので、本市の運用の中で適用していくという内容でございます。

以上でございます。

- 委員長（高畠一幸君） 民間の若手の昇格とか。
手塚総務課長。
- 総務課長（手塚秀司君） お答えいたします。

人事院勧告自体が、民間の給与の反映をさせておりますので、今回は人事院勧告に伴う給料表を国から示されたものを使っていますので、それについて何ら変わるものではございません。

以上でございます。

- 委員長（高畠一幸君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） 課長、その採用時のことは分かりましたけれども、早期昇格等の課長の昇任試験等、受験年齢を早めるとか、そういうふうなことは具体的にはまだないのですね。
- 委員長（高畠一幸君） 手塚総務課長。
- 総務課長（手塚秀司君） お答えいたします。

そちらも先ほど言ったとおり運用の中の話なので、まだそこも全然何も変わるものではございません。

あと初任給に関しましても、既に12月の議会でやっている初任給が、令和6年の人事院勧告の初任給ですので、今回のこの給料表の改正には何ら影響を与えるものではございません。

- 委員長（高畠一幸君） 飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） 改正の内容、それぞれ具体的な狙いというのですか、効果を伺いたいのですが、先ほど若手中堅優秀者の早期昇格とか、民間人材は分かりました。

まず、地域手当の加算をやめるということですけれども、もともと地域手当というのはどういう狙いで、手当の支給の意味というので、この加算をやめることによってどのような効果というか、見込みになるのかということ。

あと、通勤手当も15万円に支給限度額を引き上げるということですけれども、その狙いというか効果。

管理職員の平日深夜勤務に対する管理職員特別勤務手当の対象時間帯の拡大というのは、どういう効果をもたらすのかというのをちょっと伺いたいと思います。

- 委員長（高畠一幸君） 手塚総務課長。
- 総務課長（手塚秀司君） お答えいたします。

まず地域手当ですけれども、これは地域ごとに経済の格差がありますので、それに対する格差を埋めるための特別な手当でございます。山梨県で支給されているのは甲府市だけです。甲府市に勤務する職員には地域手当が支給されますけれども、本市のように甲州市に勤務されている限りでは、甲州市には地域手当の支給はないです。

ただ、本市から例えば県に研修で出向している職員とか、今は山梨総合研究所に行っている職員もいらっしゃいますので、彼らには地域手当が出るようになっています。いわゆる勤務地に応じて出る手当になります。

それで、通勤手当ですけれども、15万円に上限が拡大されていますけれども、これについては、国の人事院勧告に基づくもので、いわゆる国の場合は遠隔地から国の本庁に通う場合がありますので、新幹線とかを使って、その場合で大きくなっているだけで、本市につきましては、15万円かけて通うということはほぼないので、影響がないです。

あと、深夜手当です。今まで管理職員は12時から翌朝の5時だったのですが、今度は夜の10時から起算が始まるようになるので、深夜手当が出る時間が2時間早まるということの影響があります。ただ、そこまでなかなか仕事をする方もそれほど、いては逆に総務課の立場では、職員の健康管理を考えると指導をしなければならないので、あまり影響がある状況にはならないと思っております。

以上です。

○ 委員長（高畠一幸君） そのほか質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○ 委員長（高畠一幸君） 議案第3号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第3号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 委員長（高畠一幸君） ご異議がないので、さよう決しました。

議案第5号

○ 委員長（高畠一幸君） 次に、議案第5号 甲州市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び甲州市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

○ 委員長（高畠一幸君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

平塚議長。

○ 議長（平塚 悟君） 今回の条例改正の中で、条例案の第17条の3、この介護両立支援制度というところございますが、（1）（2）（3）、これまでも介護しなければなら

ないご家族の方であったり、それを抱えている職員の皆様、工面しながらもちろん仕事もこなされてこられたと思いますが、改めてこういうように条例に定めていくとなると、この研修の実施であったり相談体制、それから勤務環境の整備というのは、より厚みを増してしっかりと行なうかなければならない。こういった体制というのは今まで、そしてこれからというのは、どういうように行っていくつもりなのか、確認でお伺いいたします。

- 委員長（高畠一幸君） 手塚総務課長。
- 総務課長（手塚秀司君） お答えいたします。

これまでもそののですが、こういう制度が変わりますと、職員に対しましては掲示板等を通じて周知を図っていくということでございます。特段このことに関して、これも人事院勧告等に伴うものでございますので、これについて研修等を行うということは、これまでもやったことがございませんので、今回も職員に対する周知にとどめる予定でございます。

以上でございます。

- 委員長（高畠一幸君） 平塚議長。
- 議長（平塚 悟君） 周知にとどめるとありますけれども、実績はともかく、ここに、17条の3の（1）だと、職員に対する介護両立支援制度等に関わる研修の実施と、こういうふうに載っているので、これはやっていかなければならないことになるのではないかでしょうか。周知のみで終わらせるというよりは、実施もすべきだと思いますけれども、その辺の見解はどうでしょうか。
- 委員長（高畠一幸君） 手塚総務課長。
- 総務課長（手塚秀司君） お答えいたします。

前段で講じなければならないとなっておりますので、研修はしなければならないのかなと、そういうことになろうかと思います。先ほどの答弁は修正をさせていただければと思います。

いずれにしましても4月1日から施行になりますので、本条例が議決をいただいた後に、その辺は詰めていきたいなと思っております。

以上でございます。

- 委員長（高畠一幸君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） 今の議長の質疑に補足する形になるかと思うのですけれども、僕

もこの第17条3、任命権者はならないという項目の中の特に2番、介護両立支援の相談体制の整備、これは具体的にはやはり総務課、部内の中でそのような体制を新たに整備する、あるいは、それぞれの所属課の中でそのような体制を縦断的に、横断的にするのか。その辺のお考えはどのようにですか。

- 委員長（高畠一幸君） 手塚総務課長。

- 総務課長（手塚秀司君） お答えいたします。

基本的には総務課のほうで体制を整えるのかなとは思っております。

現在でも、職員の衛生委員会みたいなものを持っていまして、職員の疾病であったり、精神的な等々があった場合には、産業医の先生の意見等を聞く中で、毎月毎月対応しておりますので、そのような中で相談体制も整えていきたいなとは思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

- 委員長（高畠一幸君） ほかに質疑はございませんか。

飯島副委員長。

- 副委員長（飯島孝也君） 現在、その対象、例えば3歳に満たない子という今現在の規定ですけれども、これから小学校就学の始期に達するまでの子に改めるということで、今現在お子さんをお持ちの方で、その始期に達するまでのところの期間に、4月1日より前に、その期間になっている子どもをお持ちの職員さんも4月1日からはそういうことで対応できる、適用されるということでよろしいですか。

- 委員長（高畠一幸君） 手塚総務課長。

- 総務課長（手塚秀司君） お答えいたします。

現在3歳の子が、3月31日以降4月1日の間に、今度4月、小学校就学の始期までになるので、当然ながら、それは単純にただ延びるということになりますので、対象者にはなろうかなと思います。

- 委員長（高畠一幸君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（高畠一幸君） 議案第5号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第5号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高畠一幸君） ご異議がないので、さよう決しました。

議案第8号

- 委員長（高畠一幸君） 次に、議案第8号 甲州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び甲州市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（高畠一幸君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（高畠一幸君） 議案第8号についての質疑を打ち切ります。

お詫びいたします。議案第8号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高畠一幸君） ご異議がないので、さよう決しました。
-

議案第12号

- 委員長（高畠一幸君） 次に、議案第12号 甲州市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（高畠一幸君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

相沢委員。

- 委員（相沢俊行君） 教育委員会の附属機関として、新たに甲州市いじめ問題専門委員会がいよいよ立ち上がるというか設置されるということで、これは全国の様々ないじめの事例を見るにつけ、これまでの本市の状況は幸いなことですけれども、必要であることはもう間違いないなと思って、これ大変いいことだと思うのですけれども、組織上、これはもう弁護士等、例えばこれ座長というのですか、委員会の委員長を決定して最終的には最終報告書を出すというふうなことになるのですけれども、まずは事案が生じた

場合に、これは附属機関ですから、教育長がそこに諮問をするという形になるのか、教育会議でしょうか、市長も入る最高の教育の議決機関があると思うのですけれども、その辺の事案が生じた場合に、これが立ち上がるまでの流れは市長、教育長、そしてそれから最終的な報告書はどなたに出すのか、確認をお願いします。

- 委員長（高畠一幸君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをさせていただきます。

まず、この専門委員会でございますが、今、相沢委員からのご質問の中にもございましたが、いじめに関する中、特に重大事態と呼ばれるものでございます。

具体的には、法律の中で2点定められております。いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、もう一点が、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、この2点であります。

この重大事態と呼ばれる2件の件が発生した場合に関しまして、先ほど出てきました専門委員会を設置されるという形になってまいります。その内容でございますが、これにに関しては、まず市長から諮問をいただき、市長に対しお答えをさせていただくというような流れになってまいります。

付け加えてまいりますが、出てきた答えによって、さらに市長のほうが再調査が必要であるということで認められた場合に関しては、いじめ問題再調査委員会が発足をされると、こういう流れでございます。

以上であります。

- 委員長（高畠一幸君） そのほか質疑はございますか。
青柳委員。
- 委員（青柳好文君） 今のことでの関連で質問させていただきたいのですけれども、重大な案件があったときには専門委員会を開いてすると。そしてまた、そのもので市長のほうから再調査をお願いするときの委員さん、最初の専門委員さんは10名以内で、再調査の場合は5名以内あるのですけれども、その委員さんは専門委員会の方々と重複する可能性はあるのか、それとも新たにまた5名を選ぶのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたい。
- 委員長（高畠一幸君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

まず、再調査委員会と専門委員会の関係でございますが、今申し上げたとおりでございます。そこに関しては、市長が改めて再調査を命じるという中身になってまいりますので、基本的には変わっていくのではないかというふうには考えております。

ただ、今の段階において、事例等がそこまで発生している状況ではございませんので、具体的にどうだという、実際にその事例が出てこない限りは、この専門委員会、それから再調査委員会については設置がされないという状況でございますので、その際に改めて市長から再調査だということが命じられた段階で、改めてそこは選任がされていくものというふうに考えております。

- 委員長（高畠一幸君） 飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） いじめ関連の附属機関のことで、まず、事が起こって設置されるということですよね。こういう問題は結構スピードが大事というところでいうと、重大事件として認定するという、それについてもスピードが必要だと思いますし、専門委員を設置するのもスピードが大事。再調査、もしするということになれば、それもスピードが大事ということになると思うのですが、常設ではないだけに、スピーディーに対応できるかというところが課題になるかと思うのですが、その辺についてはどういうふうにお考えになっていますか。
- 委員長（高畠一幸君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをさせていただきます。

今までのお話とダブる部分もございますが、実際に専門委員としての委員の選任につきましては、まだこれからということで考えております。

先ほどありました弁護士、ここ数年、全国的にはSNSに基づいて誹謗中傷とか、あるいは仲間外れというようなところも事案として発生している状況でありますので、そこには、やはり法律の専門家のご意見はいただくべきだということで、今回弁護士について委員の中に入っていただくということも考えております。

そんな中、弁護士であるとか、あるいはスクールカウンセラーであったり、スクールソーシャルワーカーであったり、学校と関係ある方もおいでになりますので、その方々に対しまして、改めて委員としての選任のお願いをさせていただいて、お許しがいただければ、その方々を委員として選任はしていきたいというふうに考えております。

さらに、重大事態が発生するまでの間に、抑止ということも、あるいは早期発見ということも大事になってまいります。そのために、先ほどありましたいじめ問題対策連絡協

議会、こちらに関しては常設の委員会でございますので、その中で対応等も協議をしていくというような形をまずは進めたいというふうに考えております。

- 委員長（高畠一幸君） ほかに質疑はございませんか。

教育総務課長、新たに条例制定するのですけれども、現在、そのような事案が発生していたとか、そんなことがもし口頭で言えるようでしたら、ちょっとお聞かせいただければと思います。

清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

まず、広くのいじめという形に関しましては、令和5年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果というものがありまして、先日、佐藤議員の一般質問でもお答えをさせていただいてあるのですが、不登校に関することといじめに関することが、この調査の中で全国的なものとして示されております。

全国的には、山梨県全体でいじめと認知されたのが8,800件ほどございます。さらに、重大事態と呼ばれるものに関しては、令和5年度ですが、県内全体では15件というふうに言われております。

現在、本市においては、そこまでの重大事態と呼ばれるものに関しては、発生はしていないという認識でいるのですが、ただ、少なからずいじめと呼ばれるものに関しては、多少なりとも出ているというふうには認識しております。

また、いじめの主たる要因というか、何を起因するかというところの一番大きな要因は、からかいといったところ、言葉によるものが多く半分以上を占めているというような状況でございますので、そのことも学校側には、先ほど言ったとおり早期の発見、それから対応についても、早期に対応するようにということで、指示がしているという状況でございます。

- 委員長（高畠一幸君） ありがとうございます。

SNS等の活用方法等も、厳しく今から制限されるとは思いますけれども、ひとつよろしくお願ひをいたします。

そのほか質疑はございませんか。

飯島副委員長。

- 副委員長（飯島孝也君） 商業振興計画が、商工業振興計画ということで改まるということですけれども、具体的に改まってどういうふうに変わらのかお尋ねします。

- 委員長（高畠一幸君） 廣瀬觀光商工課長。
- 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

条例の商業振興につきましては、商工会と連携する商業事業と、企業誘致など工業事業を含んでいると認識しておりますが、現行計画であります甲州市商工業振興計画に合わせるという形で今回、改正を行うものであります。

以上です。

- 委員長（高畠一幸君） 飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） 現行の出している計画が、商工業振興計画という文言で計画自体は出ていて、条例上は商業振興計画となっているというところを改めるということ、現行に合わせてということですね。分かりました。

あともう一つ、史跡勝沼氏館跡保存活用検討委員会の所掌事務に、計画の策定及び見直しに係る事項を加えるということですけれども、これも現行に合わせてというような狙いというかが書いてありましたけれども、今までこういうことを実際にはやっていたということで、その現行に合わせるということですか。確認させてください。

- 委員長（高畠一幸君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

史跡勝沼氏館跡保存活用計画につきましては、新年度に予算を計上いたしまして、計画の策定に取りかかるというところですけれども、現行のこの条例の所掌事項のままでも十分対応できると所管課では思っておりましたが、文書・法制担当と協議する中で、今回この当該条例が改正されますので、それに合わせて、より分かりやすく計画の策定及び見直しという部分を明示する目的で、今回ここに加えさせていただいております。

繰り返しになりますけれども、現行のままでも対応ができると考えておりましたけれども、より分かりやすくするために今回改正をさせていただくことといたしました。

以上です。

- 委員長（高畠一幸君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（高畠一幸君） 議案第12号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第12号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高畠一幸君） ご異議がないので、さよう決しました。
ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。
最初の休憩なので、その他の案件のある方は委員長へお申出ください。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

- 委員長（高畠一幸君） 再開いたします。
清水教育総務課長。
○ 教育総務課長（清水 修君） 大変申し訳ございません。
先ほどの議案第12号 甲州市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について、この中で相沢委員より、専門委員会の設置に関し、諮問と答申に関してというご質問がございました。
私のほうで、市長が諮問答申をするということでお答えをさせていただいたところでございますが、再度確認をさせていただきましたところ、学校設置者が諮問答申をすることになりますので、教育委員会が諮問を行い、教育委員会に答申をいただくという形になります。
大変失礼いたしました。訂正させていただきます。

- 委員長（高畠一幸君） 以上のとおり、訂正をいたします。
-

議案第15号

- 委員長（高畠一幸君） 次に、議案第15号 甲州市勝沼青少年旅行村設置及び管理条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。
当局の説明を求めます。
(当局説明)
- 委員長（高畠一幸君） 説明は終わりました。
これより質疑を行います。
質疑はございませんか。
飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） 契約が、古宮太神社との間で満了するという3月末のときの土地の状況、土地建物をどういう形で返還することとなるのか、伺いたいと思います。

- 委員長（高畠一幸君） 小林生涯学習課長。

- 生涯学習課長（小林好彦君） 飯島副委員長のご質問にお答えをいたします。

原則的には原状復帰という形になるわけですけれども、今ある施設を今後、手を入れた中で、またキャンプ場として活用したいという民間の方がいらっしゃるようですので、その方にまずはお話を来て、土地所有者の神社のほうとも、今度はその新しく活用したいという方の中で話を来ていただくということを進めておりまして、市としては現状のまま契約を終える予定であります。

- 委員長（高畠一幸君） 飯島副委員長。

- 副委員長（飯島孝也君） 現状のままということは、その建物が残るということですね。建物の所有権というかは、今現在、市になっているということですか。新しく何かされようという方がいるということで、現状のままお渡しするということであれば、古いから売買というのがあるのかどうか分かりませんけれども、そういう所有権の移転の関係はどういうふうに、登記をされているかどうかです。お願いします。

- 委員長（高畠一幸君） 小林生涯学習課長。

- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

まずは、その建物については当然、市から新しく考えている方に譲渡することになると 思いますけれども、有償とするか無償とするかという部分で、今年度、不動産鑑定を行いまして、価値がないというお答えをいただいておりますので、無償の形で譲渡をさせていただく予定であります。

それはいずれにしましても、この条例が可決されて普通財産になってからの話、次年度以降の話になってまいります。まだ今年度中は行政財産のままです。

- 委員長（高畠一幸君） ほかに質疑はございませんか。

平塚議長。

- 議長（平塚 悟君） この条例の先ほど説明を受けた概要で、青少年旅行村という設置条例自体をなくすということですけれども、もとが国から指定を受けたというところがあるので、その兼ね合いはどうなるのですか。受けて、それもしっかり廃止しましたという報告で、もうそれでいいのか。それとも国からの指示というのはどのようになっているのかというところはいかがでしょう。

- 委員長（高畠一幸君） 小林生涯学習課長。

- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

旅行村の指定の件につきましては、この条例が議決をいただいた後に、県を通じて国の方に廃止の届出をすると。県にも確認したのですけれども、その廃止の届けを出せば、それをもって手續が終了というふうに伺っておりますので、議決後に直ちにその手續を進めたいと思っております。

○ 委員長（高畠一幸君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○ 委員長（高畠一幸君） 議案第15号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第15号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 委員長（高畠一幸君） ご異議がないので、さよう決しました。

以上をもって、当委員会に付託された事件は全て審査を終了いたしました。

この後、その他に入りますので、当局の移動がございましたらお願ひをいたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時19分

○ 委員長（高畠一幸君） それでは、再開いたします。

その他

○ 委員長（高畠一幸君） その他の件について、これより質疑を行います。

各委員より、その他の案件が提出済みでございます。

最初に、国保附帯決議を受けてのその後の取組についてを議題といたします。

飯島委員より、質問の趣旨をお願いいたします。

飯島副委員長。

○ 副委員長（飯島孝也君） 12月議会で、そのときの議案第77号ということで、国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてということで、附帯決議を本会議のほうでしたということで、当委員会に関係することと言えば、納税者の負担軽減を図るため、納付回数の見直しを検討することとか、あと、この制度改正の丁寧な説明だとか、そういうことを附帯決議していますけれども、以降、見直しを検討したりとか、周知を徹底

したりということについて、取組について伺いたいと思います。

- 委員長（高畠一幸君） 飯島税務課長。
- 税務課長（飯島 泉君） 飯島副委員長の質問にお答えいたします。

附帯決議、納税者の負担軽減を図るため納付回数の見直しを検討することにつきましては、課内及び市民課との協議の中で、納期の回数を増やすことに伴う費用の増加や収納に係るシステム変更等の対応ができないなどの理由により、7年度からの実施というのは困難であるというふうに認識をしています。

納付回数の見直しは、国民健康保険法第76条第1項に規定する保険料徴収に関する重要事項であるということから、令和7年度に入りまして、甲州市国民健康保険運営協議会に諮り、審議をお願いしたいというふうに考えております。

なお、その他の二つです。住民が制度変更を十分に理解できるよう、丁寧かつ分かりやすい周知を徹底すること及び医療費の抑制を目的とした保健事業を積極的に推進し、持続可能な制度運営を目指すこと、この2点につきましては、先日の厚生経済常任委員会の中で答弁をさせていただいたとおりであります。よろしくお願ひいたします。

- 委員長（高畠一幸君） 飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） 7年度の運営協議会のほうで、納付回数検討するということですね。分かりました。
- 委員長（高畠一幸君） この件について、ほかの委員は質疑がございませんか。

高野委員。

- 委員（高野浩一君） 県内の他市の状況などが分かりましたら、もう変えているところがあるとか分かりましたら伺いたいです。
- 委員長（高畠一幸君） 飯島税務課長。
- 税務課長（飯島 泉君） 高野委員の質問にお答えいたします。

現在、13市のうち、9期を採用しているのが4市ございます。市名で言いますと甲府市、隣の山梨市、南アルプス市、北杜市であります。あと残りの市につきましては、全て8期を採用しております。

以上です。

- 委員長（高畠一幸君） その他、この件に関して質疑はございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（高畠一幸君） なければ、この件に関しては以上といたします。

次に、塩山北中学校統合で、塩山中学校以外を選択した生徒の制服などの支援についての提案でございますが、青柳委員から提案の趣旨をお願いいたします。

青柳委員。

- 委員（青柳好文君） 9月の補正予算のときに、制服の件でちょっと伺った件もあるのですけれども、その件をもう一度、再度ちょっと確認というかお聞かせ願えばいいのですけれども。

3月も半ばで、もうすぐ塩山北中学校の卒業式、それで来月になりますと入学式という時期なのですけれども、卒業生の保護者にしてみれば、まだちょっと制服の関係で困っているというか、そういったお話を聞いております。実は、塩山北中学校の生徒が塩山中学校に行って、制服というかそのものを購入するというのは、市の補助というか、それが出るという形の中で、9月の補正予算でその生徒分を予算が取れないと。このうち何名かの生徒の方が塩山中学校以外のところに入学を希望しているというか、そういうお話をしたというような情報がありまして、そのところはどのように対応をしているのか、ちょっと分かる範囲の中でお聞かせ願いたいなと思いました。

- 委員長（高畠一幸君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） では、お答えをさせていただきます。

まず、先ほどございましたが、塩山中学校以外の学校に編入をされる場合に関しては、指定校の変更ということで届出をいただくこととなっております。現状ですが、その届出に関しては、当課のほうにいただいているという状況でございます。

ただ、塩山北中学校の校長のほうに確認をさせていただいたところ、やはり塩山中学校以外のほかの学校に編入を望まれているお子さんに関しては、数名ではありますか、おいでになるということでお話は伺っているところであります。

また、保護者の皆様方に關し、統合に關わりますアンケートの調査も行ってまいりました。その際にも同様に、指定校以外に編入をする場合に關しても、制服の助成をお願いできないかというような趣旨の要望もいただいているところでございます。

その際に、市からの考え方といたしまして、次のとおりお答えをさせていただいております。

まず1点目、塩山中学校及び塩山北中学校の統合につきましては、令和4年12月に決定をしていただいているところでございます。したがいまして、今の塩山北中学校の1・2年生につきましては、このタイミング、指定校は塩山中学校になることを承知で入学

をされているのではないかということ。

それからもう一点、統合を決定した際、令和4年12月の際でございますが、保護者の方から、このタイミング、就学途中の編入に関しては、やはり子どもさん方の不安があるということで、入学時に指定校の変更を許可いただけないかというような要望もございました。

これに関しましては、事務取扱要領を変更させていただいて、塩山中学校の統合に関する事項を加えさせていただいて、中学校の入学、このタイミング、統合に当たって不安があるのであれば、入学の際に指定校を変更していただけて構わないということで許可をしているところでございます。その際には保護者において、制服であったり指定品の購入、それから通学方法につきましても、保護者の方に対応いただいておりまして、特段助成を行っていません。

したがいまして、入学時に行っていない方に対して、このタイミングで新たに中学校の統合に関して不安があるということで、同じ理由をもって指定校を変更するということに関しては、やはり不平等が生じてしまうのではないかということで、今回のこのタイミングでの指定校の変更に関しては、助成の対象ではないということでお話をさせていただきました。

また、直近の例といたしまして、令和4年4月に勝沼中学校と大和中学校の統合が行われております。その際にも、やはり保護者の方から要望ございまして、勝沼中学校以外に編入をしたいというようなこともございました。その生徒さん方に関しては、実際に助成は行っておりませんので、僅か3年という期間の間の中で、片方は行う、片方は行わなかつたということでは、やはりそちらも不平等が生じるのではないかということでお話をさせていただいております。

また、具体的にはほかの中学校に関しましても、卒業生等から譲渡された制服等がございますので、対応は可能であるということで保護者の方には説明をさせていただいているところでございます。

- 委員長（高畠一幸君） 青柳委員。
- 委員（青柳好文君） 今、答弁を聞いて、分かったような、分からぬような状況なのですけれども、その保護者の方、中学校の校長先生に相談というか、その話を数名の方がいると、それはちょっと承知しているのですけれども、その方々に今のような、もう少し詳しく丁寧なご説明というのは、されているのかどうかをちょっとお聞きしたい。

- 委員長（高畠一幸君） 清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

先ほど、保護者の方からアンケートを行ったということでお話をさせていただきました。そのことに関しましては、大分遡りますが、10月2日の日に保護者の方に説明会を開催させていただきました。その際に、今こういったアンケートの要望がありますということでお話をいただき、併せて当課からの考え方につきましては、その際にお話はさせていただいております。

- 委員長（高畠一幸君） そのほか、この件に関する質疑はございますか。

高野委員。

- 委員（高野浩一君） 答弁の中で大和中学校の話が出てきて、それから僅か3年の中で行う、行わないがあると不平等が生じるというふうに、そういう考え方もあるかもしれません、例えば考え方を変えて、甲州市にとって1回目の中学校の統合については、そういうやり方でやったと。そういう経験を踏まえて、今回2回目、大きな統合があって、そういうところで改善点が出てきたというふうに考えれば、特段それは不平等には感じないのではないかと思います。

もし、それでも勝沼、大和のそういう地域から、そういう声が出てきたのであれば、それはしようがない、我々のほうがそこはちょっと気づかなかつたというところで反省はしなければいけないのでけれども、前回こうだったから今回こうだったというのは、今回の親御さんたちが、塩山中学校ではないところに入学していく親御さんたちがそういう要望出しているのであれば、前向きに考えていったほうがよりよい方向に行くという意味では、いいのだと思うのですね。前回というところにこだわる必要はないというふうに思います。

今回、そういう要望が出てきて、親御さんたちも多分、4月が近くになってきて、ようやく現実が見えてきて、そういう制服を買うお金が、補助が出るのだったらありがたいとかという、その以前の段階で説明はしたのでしょうかけれども、こういう現実が見えてきたときにそういう要望が出てくるのであれば、前向きに検討していただきたいなというふうに思うのですが、そこは、何が障害になって、塩山中学校以外のところに補助を出さないというところを伺いたいです。

- 委員長（高畠一幸君） 清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

先ほども少しお話をさせていただいたところではあるのですが、今お話の中にもありました勝沼中学校と大和中学校の例に関しても、やはり保護者の方からは同様の要望が出ております。その対応に関しては、先ほど私のほうで申し上げたとおりであります。

今回、特に私どものほうが課題というか、そのことに関して一番気になっている点というのが、先ほどお話をさせていただいたとおり、この統合の不安ということは、入学時にも既にこのタイミングで、令和7年4月の統合ということは入学の段階で既にご承知をいただいているものというふうに考えております。

そのことを含めてであるならば、もう入学の段階で、学校を変わりたいということで、学校を変わられた方もおいでになります。現実としておいでになります。その方々には先ほど言ったとおり、学校の変更は確かにおっしゃるとおり、不安があるのであれば認めて、それはよろしいでしょうと。ただし、先ほど言った通学方法、それから指定品等の購入に関しては、自ら学校を選ばれたのは皆様方でありますので、自らそこは対応してくださいということでお話をさせていただき、そのご了承もいただいているところであります。

今回、この統合のタイミングになって、改めて学校を変わりたいということであれば、それは入学時もこのタイミングも、ただ時期が違うということであって、内容に関しては同じであると私どもは考えております。

したがいまして、逆に入学時に既に学校を変わられている方々との整合性というところからも、やはりそこは、今回は要望には応えることができないのではないかということで判断をさせていただきました。

- 委員長（高畠一幸君） 今、高野委員もおっしゃられたように、大和中学校、勝沼中学校統合の際に、議会側も配慮が足りずに、そういう事案が改めて起こってしまったということなのですけれども、そのことも深く反省の中で、また当局のほうもうまい対応ができる、また購買品というか備品として制服等があるようなら、それを対応なり販売なりしていただければと思いますが、皆さんのが平等のもとに指定校を選んだりしているということで納得をせざるを得ない状態かもしれないです。

ここで、昨年の会議の記録を見ても、どうにかしていくよというようなご答弁をいただいているわけですけれども、そのどうにかしていくのがやはり保護者との疎通ができるなかったような感じもちょっといたします。我々も報告を受けていなかったので、このような質疑をさせていただきました。

委員の皆さん、どうですか。この件について、もう少しお話を聞きたいのであれば、ご発言をお願いいたしますが、私が今少しまとめたような形で致し方ないという部分も含めて、もしご発言があればお願いいたします。

飯島副委員長。

- 副委員長（飯島孝也君） 9月の補正予算のときの議事録を今見ているところなのですが、まず各委員から、やはり検討するようにということで、考えを改めてほしいということを再三、何人かの委員が要望されています。

それで課長は、一応その答弁を変えていただいて、相談があつたら検討していくということに、最初は補助しないというご答弁だったようですけれども、変えていく。そしてなおかつ、そのとき予算決算常任委員会だったのですが、委員長のほうからある程度報告できるようにということを求められている状況で、このその他の案件、3月になるまで出ていない状況、報告がない状態で、その他の案件で取り上げざるを得なかつたというところで、大和中学校の件も、その4月時点の指定校の件についても、その後にこういう問題が出てきたときにどうするのかということを議会側としても疑問視せずに、提言というか、こう改めたほうがいいのではないかという話はしてこなかつたということは、事実としてあると思うので、それは議会側としても重く受け止めなければいけないと思うのですが、そういう昔のこととにとらわれて、逆に今新たな対応を改めて取れないということは、よくないのではないかというふうに思うのですね。

やはり今、要望が出て課題が出て、しかも予算は一応その人数分確保している状況で、それが前に決めたことだからとか、前の例があるからということで、前例に縛られて対応できないということは、やはりそこは逆に改めていくほうが市民サービスの向上というか、学校の統廃合についても、改めて学校の統廃合、これからも起こることかもしれませんし、対応をどういうふうにしていくかということを考えたときに、前向きに対応していったほうがいいのではないかと。

やはり統合も、時間経過とともに保護者の皆さんと考え方も変わるし、子どもの考え方も変わっていくという中で、どうしてもその場その場で適切な判断ができていなくて、その後にやはり不安があって、今回で言えば松里中学校ということなのですけれども、そちらのほうに進んだほうがいいという判断を、大きな学校に行くよりはというところで言えば、小規模の学校にというふうに保護者の方もお子さんもお考えになって、学校長のほうには相談して指定校を変えたいと、結構悩みながらの話なのですね。それは

やはり気持ちに沿って応えていただくということが、いいのではないかというふうに思います。

思いやりを持ってやはり対応していただいたほうがいいかと思いますし、過去のことでしたら、逆に私もその質問できなかつたこととか提案できなかつたことについて反省して、市民の方にも申し訳なかつたというふうに説明もさせていただきたいなというふうに思うのですが、やはりそこ、そういう点で前向きに改めていくということはお考えにはならないということですか。確認をさせてください。

- 委員長（高畠一幸君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

まず、9月議会からここまで間、報告がなかつたことに関しては、改めておわびを申し上げたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

その際にもお話をさせていただいたのですが、先ほどお話ししたとおり、指定校の変更に関しては手続が必要になってまいりますので、それを現在待っているという状況でもございます。先ほど言ったとおり、学校の話としては、確かに学校を移りたいということでお話は伺っているということですので、そういうことなのだろうなということで、こちらも内部的なものとして、当然、学校の教員の配置とか、あるいはクラスの配置といったところも係ってくることも想定されますので、そこも含めて現在、当課の中で内々的には進めているところでもございます。

先ほど、勝沼中学校と大和中学校のことも例にお話としてさせていただいたのですが、先ほど高野委員のご質問にもお答えしたとおり、一番課題というか、考えているのが、既に入学のときに学校を移られている方、同じ話になって申し訳ございません。学校を移られている方と、このタイミングで移る方、状況に関しては私どもは同じであろうというふうに考えております。

ただ、もう既に入学の際に不安があった、あるいはこの2年間、塩山中学校と交流をする中で改めてやはり、先ほど副委員長もおっしゃっておりましたが、大規模な学校ではなくて、引き続き小規模の学校でということで、そのお考えに至ったというところに関しては理解しておりますし、そのことに関して、では学校の指定はやりませんよという、そういう話でもないというふうに考えております。いただいたところで、そこは真摯に対応をしてまいりたいというふうに考えておりますが、ただ、先ほど言ったとおり、同じ条件のもとで助成を行っていないというところが、私どもでは一番大きな課題であ

るというふうに考えております。

したがいまして、このことに関しましては、現状のところは、今言ったとおり、ほかとの均衡の中では、ご要望にお答えすることはできないのではないかというふうに考えております。

- 委員長（高畠一幸君） 様々なご意見、またご答弁いただきました中で、総合的に考えましても、当局の対応、また我々の議会としての対応も、疎通ができていない部分も確かにありました。決定事項でございますので、このまま肅々と進めていただいて、またうまい方法等があつて打開策等が見つかったならば、また当委員会に報告いただければと思いますので、もう日もございません。4月1日以降から新しい学校でスタートする、もう準備をしていかなければならないというところなので、どうぞ当局の皆様にもご協力いただきまして、うまく移行できるようお願いをしたいと思います。

委員の皆様も、思いはあろうかと思いますが、また結果を見て判断をしていただければと思います。そのようによろしいでしょうか。申し訳ないですね。

では、確認事項等ありますか。

飯島副委員長。

- 副委員長（飯島孝也君） 今現在、塩山北中学校から塩山中学校に行く方とかの補助、まだ補助自体を受けていないということとか、あと松里中学校の指定校変更の届出も出でていないというところで、まだ実際に補助の制度を利用しないというか、保護者の方にはどういうふうに対応なっているのですか。実際に補助がもうされているのか、いろいろ準備も進めているのだと思うのですけれども、そこの点はどうでしょうか。確認をお願いします。

- 委員長（高畠一幸君） 清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

制服等の指定品の補助金に関しましては、先週の金曜日、3月7日付で塩山北中学校の保護者の方で、先ほども申し上げました塩山中学校に移られるという見込みの方に関しましては、3月7日に学校を通じて保護者の方にデータとしてお渡しをさせていただいております。

助成の方法といたしましては、先に保護者の方に制服等をご購入いただいて、領収書等を添付いただいて、こちらに申請をいただくという流れになってございます。

また、市内、制服の販売店に関しては現在3社ございます。そちらのほうにも当課のほ

うから、こういったことでということで、助成の制度があるということでお話をさせていただいて、改めて領収書のお願いもさせていただいている状況でございます。

- 委員長（高畠一幸君） それでは、この件については以上といたします。

次に、ぶどうの国文化館の保管物の移動先、また大久保倉庫の片づけ状況等について、提案者であります飯島副委員長よりご説明いただきます。

飯島副委員長。

- 副委員長（飯島孝也君） ぶどうの国文化館については、展示室に残置物がかなりあつたと思うのですけれども、それをどこに保管して、あと処分したりとかということもあったのかということ、それを伺いたいと思います。

以前、総務文教常任委員会だと思うのですが、大久保倉庫の片づけを予算で盛っているということで、現状、大久保倉庫の取組はどういうふうになっているかということを伺います。

- 委員長（高畠一幸君） 小林生涯学習課長。

- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えいたします。

ぶどうの国文化館は、研修室及び和室を多くの方に利用していただけるよう、今年度条例改正を行い、運用を行っております。

これに先立ち、文化館において展示、保管しておりました文化財資料等につきましては、民具を宮光園に移動して展示公開しているほか、わだつみ平和文庫に関する資料については、市役所庁舎南側のわだつみ平和文庫に移動をいたしました。また、遺跡等からの出土遺物については、一時的に旧レックセンターに移動をし、保管をしております。

また、大久保倉庫の整備状況につきましては、保管されていたものの多くが宮光園に残置されていた民具、家具等でありまして、文化財指導監立会いのもと、その文化財的価値や希少性などを一つ一つ判断しながら分類し、保存対象となる資料を抽出して整理整顿を行いました。現時点ではおおむね整理は終了しており、倉庫内の民具等を種類ごとに配置し直すとともに、新たな保管スペースを確保したところであります。

以上です。

- 委員長（高畠一幸君） 飯島副委員長。

- 副委員長（飯島孝也君） わだつみ平和文庫は元に戻ったというところがあると思うのですけれども、今後は、わだつみ平和文庫はどういうふうにしていくつもりなのかということと、あと大久保倉庫の中を整理して、それでスペースを確保したということです

か。あと旧レックセンターにも、ぶどうの国文化館かな、持っていたものとか、実際に処分したものも結構あるのですか。残置、旧レックセンターに置いていったものも、これから先そういう分類をするとか、計画があるのでしょうか。伺います。

- 委員長（高畠一幸君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

まず、わだつみ平和文庫の今後のことについてでありますけれども、一つは甲州市民文化会館の歴史民俗資料室のほうで部分的に公開をしていくのと併せて、長期的にはいずれ、南側の建物も移動が必要なのかなというふうに思いますけれども、現時点では明確な方向性は出ておりません。

また、ぶどうの国文化館の中の物の移動と、それから大久保倉庫の整理という中で、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、文化財指導監に見ていただきながら、これは処分してもいいだろうというものについては処分をいたしました。

旧レックセンター等にあるものにつきましても、当然今後はそこに置いたままというわけにいきませんので、いずれ収蔵施設といいますか、倉庫を確保する中で、移動させて保管をしていきたいと考えておりますけれども、現時点ではまだ決定はしておりませんけれども、一つの考え方としましては大和自然学校の活用なども考えております。

- 委員長（高畠一幸君） ありがとうございます。

この件に関して、そのほかにご意見がある方ございますか。

飯島副委員長。

- 副委員長（飯島孝也君） 大和自然学校の活用ということで、収蔵物を保管する倉庫、それも一つの考え方だと思うのですけれども、やはり、ほかにも例えば深沢分校とか、たくさん倉庫化してしまっては、それが本当に必要なものとして取っているのか、整理ができなくてなっているのかというものをやはり慎重に考えながら、確かに残していただいた方たちの気持ちというのはあると思うのですけれども、それが本当に資料的に非常に重要なもののなかとか、そういうものを精査してやっていかないと、多分倉庫は際限なく増えていくと思いますので、よくよくそれは計画的に考えて、やつていていただきたいというふうに思います。

あと、わだつみ平和文庫は、根本的にわだつみ平和文庫をどうするのかということをやはり考えないと、今回ぶどうの国文化館から塩山のほうに戻していくというのも、市民の皆さんのお声とかいろいろあって、こっちに戻ってきたと思うのです

けれども、そういう方の声も踏まえたり、市民感情も踏まえたりという中で、しっかりとわだつみ平和文庫も方向性を出しておかないと、今のままだとちょっとまずいのではないかというふうに思いますので、47点の市の指定文化財というものは非常に、僕も拝見しましたけれども、資料としてというか、後世に伝えるものとしては大切なものだと思いますけれども、ほかのものに関してはよく精査をして、また本当に倉庫として積んでしまって、スペースがどんどん取られるみたいなことにならないように注意して整理をしていっていただきたいと思いますので、計画的にぜひ進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

- 委員長（高畠一幸君） ご意見として承っていただきたいと思います。

平塚議長。

- 議長（平塚 悟君） 今、飯島副委員長がわだつみ平和文庫のことをお聞きになりましたけれども、ぶどうの国文化館にわだつみ平和文庫の資料を移管したときに、そこで隣に勝沼図書館の司書の方もいらっしゃるから、そこでまず整理をしますというような、そういう認識で私はいたのだけれども、そういったことは実際に行われた上でこちらに戻ってきたのでしょうか。それとも、ただ単に保管されていたものが戻ってきたという認識でいるのか。

文化財に指定されているものは、今、甲州市民文化会館のほうでというのは分かるのですけれども、それ以外の資料というのは、この間、ぶどうの国文化館にあったときというのはどういうような取扱いをされていたのか、確認でお伺いさせてください。

- 委員長（高畠一幸君） 小林生涯学習課長。

- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えいたします。

まず、ぶどうの国文化館にありましたわだつみの資料につきましては、そこで司書が整理をしたかというと、実際には仕分等は行っておりません。

先ほど飯島副委員長の話の中にもありましたけれども、市民のご意見というようなところで、我々のほうにお寄せいただいた声を聞く中で、例えばわだつみ平和文庫は塩山地域にあるのがあるべき姿だというご意見ですとか、それから指定した47点以外にも3万点余りの蔵書がまとめてあることに価値があるのだという、そういった声も寄せていますので、整理してそれを仕分けるということはいたしておりません。

ただ今後、我々も今までいいとは考えておりませんけれども、いずれ移設なり、もしした場合は、当然公開ということも考えていく中で、その辺の在り方については検討

をしていきたいなというふうに考えております。

○ 委員長（高畠一幸君） よろしいですか。

その他のこの件については以上といたします。

次に、金井支所長には遠くからおいでいただきまして、すみませんでした。大和中学校の跡地利用、具体的な経過と今後について、有賀委員からご質問がございました。私のほうから言わせていただきましたので、金井支所長、ご答弁をお願いいたします。

金井大和支所長。

○ 大和支所長（金井明則君） 旧大和中学校の利活用のこれまでの簡単な経過と、それから今後ということでお話をさせていただきます。

まず、今回、大和地域の有志の25名の方で協議をしていただいた内容の根本が、2年前の市のほうで委嘱をした旧大和中学校再利用検討委員会、こちらのほうで、そのメンバーの中でワークショップをしたり、いろんなことをする中で報告をいただいた内容、それがありまして、一般質問のほうでも話をさせていただきましたが、そちらの実現性について、実際に出したは出したけれども、それが実現に至れるのかどうかということの中で、その委嘱のメンバーの方も残る中で、その他の有志も集まりまして、昨年4月にその25名の構成の協議会というのが立ち上がりまして、そちらで12月の結論を出すまでに、協議会としましては12回、あとは宿泊施設ですとか体験、それから物販、そういうものの詳細を協議するために3分科会に分かれておりましたので、そちらも合わせると20回近い会議を25名の中でしていただいて、最終的には、やはり宿泊を何とか地域の中でやりたいという。

それから9月に、これも答弁のほうで申しましたが、5月に自然学園高校というところが実際にそこを使いたいという要望がありまして、協議会長のほうにそれは一任をさせていただいて、そちらにお預けして、協議会の中で話すか話さないかみたいなところもありました。実際にそれは、先ほど言った再利用検討委員会の中の報告の内容の中には当然、高校が入るということは書いていないのですけれども、ただ、有志団体としてはやはり、駅近の1丁目1番地のそこの大和中学校どうなっていくというところの中で、そういうた話を聞くべきではないか、いやそこに書いていないからやらないほうがとか、その辺は協議会の中で正直ちょっともめた部分もありました。

ただし、プレゼンテーションはきちんと一度聞いておくべきではないかということで、理事長等がおいでいただいて、そのプレゼンを聞いて、そこで判断とかではなく、とに

かくプレゼンを聞いて、今までやってきた協議は肅々と進めるという形の中で、9月にプレゼンをやって、最終的には協議会 자체は12月まで協議を行って、最終的には12月20日の日に採決を行って、そのときは21名参加者がありました。宿泊をやりたいという方の採決、そこで退席をされた方も5名いらっしゃいます。ただ、その他の残られた16名の中の15名は、今回結論として出させていただいた自然学園高校を否定しないという結論と、もともとあった宿泊施設というのは、やはりこれだけの期間がありながら、有志、企業、そういったものの、ここをやっていくぞという母体がない限り困難であるという結論の中で、それをまとめまして、1月に市長に協議会長のほうから報告をいただきました。

それによりまして、市といたしましては今後、自然学園高校は現在、大月市の梁川小学校、そこの跡地において、バスケットが強いですけれども、そのバスケットの盛んな学部と、あとは一般的な普通学部、それが一緒に校舎の中で学んでいるわけですけれども、やはり理事長としては、普通科は普通科、体育系は体育系、そういった中で学校としては行っていきたい。

そのためには、今、梁川の駅から学校まで徒歩で約20分かかっている中で、甲斐大和の駅から降りればすぐそこにある学校、学び舎はとても魅力的だということで、現在、大月市とどのような契約の中で校舎を利用しているかは、まだこれから確認をしていきまして、管財契約担当等とまた接触を持ちながら、その辺は協議として進めていくことになりますので、現在の決定の経過から、これからということで、お話をすればこれから協議を始めて、その辺の様々な協議項目があると思いますが、そちらを始めていくというところで、その協議のスタートラインというところでございます。

以上でございます。

- 委員長（高畠一幸君） 有賀委員、何かございますか。
有賀委員。
- 委員（有賀公子君） ありがとうございます。金井支所長には度々ご答弁ありがとうございます。

様々、地域でも意見等もあったりして、全員がということではないのですが、ちょっといろんな意見のある方に対しての対応とか、あとは、この間全戸配布していただいた書類があるのですけれども、なかなか皆さん、そうはいっても知らなかったとか見ていないという方もいらっしゃるので、もう一度何か、そうなったときでいいのかもしれませんけれども、何かやはり大和住民の方にご周知ができるようなものがまたあればいいか

なと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

- 委員長（高畠一幸君） 金井大和支所長。
- 大和支所長（金井明則君） 今回の報告、市のほうへの報告を持ちまして、その後に、大和のまちづくり推進会にも、その提出の内容はご承知いただいておるのですが、それを踏まえまして、大和の全戸に今回の協議会の決定の事項をお知らせ、通知としてお渡ししたところでございまして、今のところ、それに対する問合せですか、そういうふたものはまだ一切はないのですが、ただ、今、有賀委員がおっしゃったとおり、実際にその学校の存在をその段階まで知らなかつたという方、結構いらっしゃると伺っています。

そんなこと也有って、やはり何かしらの、例えばその学校の内容ですか、協議会が受けたプレゼンですか、そういうふた住民が知り得たい内容というのをどういう形でかお知らせしていく必要があるかなと思っておりますので、ご意見ありがとうございます。そんな形を考えていきたいと思っております。

- 委員長（高畠一幸君） よろしいですか。

そのほかございますか。

相沢委員。

- 委員（相沢俊行君） 関連質問ですけれども、取組、背景等はもう結構ですけれども、今、話題というか中心になっている学校法人自然学園、自然学園高等学校ですよね。これ、くだんの大和町の皆さんに対して、まずどのような学校なのだという理解をしているのでしょうかということです。まず、私自身もそんなに詳しくはないのですが、ただ前々から気がついていたのは、甲府市、それから梁川町、相模原市、須玉町というふうに全部で四つくらいキャンパスありますよね。今回、もし仮に大和町のほうになれば、五つ目のキャンパスということで、トータルで全体としてどういう学校だというふうに認識をされているのか。

校訓は「天地万物皆我師也」ということで、自然ということで大事にされているのだろうということは伝わるのですけれども、通信制もあれば全日もあればというふうなことで、その辺はどのような理解で町民に対して臨んでおられましたか。

- 委員長（高畠一幸君） 金井大和支所長。
- 大和支所長（金井明則君） お答えをさせていただきます。

まず、大きなすみ分けとして、お知らせ版と申しますか、この間の広報のほうには、ま

ず全日制の普通科という形でお知らせをいたしております。委員おっしゃるとおり、通信制ですとか様々な科がある中で、今回は全日制の普通科ということで、それをあそこに持っていきたいということが一つでございます。

あとは学校ですが、協議会のほうでプレゼンを受ける中で、現在の理事長がリニアモーターカーの開発の宮崎実験線のトップをやっていた方で、それで実際に、要は今の教育というか、偏差値的な教育に大変疑問を持たれている方で、でも今の学校のニーズとすると、一番多いのは今15人に1人が不登校というような中で、やはりこのタイミングでしっかりリセットして社会に、学ぶもの学んで習得して社会に出ていきたい、そういうフレッシュな環境を望むお子さん、多くいらっしゃると思います。

現在普通科のほうで入られている方、そういう方もいらっしゃいます。ですから、今の梁川校に関しましても、東は上野原市、南は富士吉田市、一番西が甲府市、その範囲の中から電車で通学をされている内容です。

ですから、特徴といたしましては、やはり現場至上主義的な教育もありまして、一番は必ずやっていらっしゃるのは、近隣の遊休農地等を使って労作という授業があるのですが、それは農業に携わる授業でございます。そういういたやはり技術を習得するとか、様々なスキル習得と、やはり通常の普通科が担うべき学問等を併用して行っていく学校というイメージがございます。

また、地域との関わりにつきましては、現在協議会のほうで、大和に多くいらっしゃる登山客、おおむね3月後半から11月まで毎回朝、少なくとも200人がバスの待ちで並んでらっしゃるような状況。そういういた方々を、帰ってきたときにおもてなしをするという形の中で、週末市的なものを今、協議会の有志の中でつくっておりますが、それに関しましても、やはりそこの分科会からの会長の意見に対して理事長からは、前庭を土日貸すことは十分できると思いますとか、例えば体験については、生徒と一緒にやつたらどうかとか、様々な協力的なご意見を頂戴しているところでございます。

ただ、表向きは全日制普通科ということで、やはりなかなか書面として出すのは難しい部分もあるのですが、そういう地域活動に非常に熱心な学校である、それから地域活性化に関して、やはり若者の力を注いで地域と一緒に盛り上げていこうという、そういう考え方のある学校、そういういた認識を持ったところでございます。

以上でございます。

○ 委員長（高畠一幸君） ありがとうございます。

ほかに。

相沢委員。

- 委員（相沢俊行君） 蛇足というか老婆心の質問になるかもしれないのですけれども、この段階で、様々な経緯を通って3年間、実現性等も検討されてここに至ったということですけれども、単純にというか、この自然学園の学校の在り方のあれが少しずつみんな、それぞれキャンパスによって違うようなので、今回の場合は、うちの甲州市の場合は全日制普通科ということですけれども、近隣の大月市、隣の梁川町にあり、それから、すぐ隣と言ってもいいのですけれども、相模原市にあり、そして今度また大和にあるということで、かなりここら辺が密集している感じはするのですよね。

だから、今後の検討というか、自然学園の中でどのようなお考えをお持ちかということと、要するに学生の募集等の、そちらのほうの今度は将来性というふうなことです。その辺はそれなりの実現性はというか、現実性はあるのですね。

- 委員長（高畠一幸君） それは学校側の意向ではないかと思いますので。答えられますか。

金井大和支所長。

- 大和支所長（金井明則君） お答えになるかどうか、まず説明の不足していた部分を一つ足させていただきます。

今のところ、学年の定員として30名程度。ですから、要は細かいエリアの中でそういうふうに大きくするとやはりいろいろできない部分があるということの中で、定員を30名程度に絞っての規模ということの中で、今おっしゃられた狭い範囲の中で校舎が点在することは、そういう理由ではないかと推測をいたすところであります。

- 委員長（高畠一幸君） よろしいですか。

その他ございませんか。

飯島副委員長。

- 副委員長（飯島孝也君） 二つ確認をさせてください。

自然学園が5月に、大和の中学校の跡地を利用したい要望が出たということですけれども、その要望を受け取ったのは、どういう場というか、市に話があったのか、どうなのがということですね。

ほかにも、実際に大和の方々が宿泊施設単独では無理というような結論を出したという背景には、やはり民間とかそれなりの力を持った企業とか、そういうところと連携して

いかなければ無理だというような思いもあってのことだと思うのですけれども、市には、その自然学園のほかにも、そういう旧大和中学校を使いたいというような要望があったのか。それで、大和に対して自然学園を情報として出したということが、どのような経緯で、その自然学園ということを選択して出されたのかということを聞きたいということが一つと、あと先ほど地域とのコラボで、これから自然学園がいろいろ考えていくというような話もプレゼンのときにはあったということですけれども、実際にこれからどういう経過で、地域と自然学園が協議するというか、市が間にに入るのか分かりませんけれども、どのような仕組みで自然学園と地域が対応していくというか、話をしていくということ、どのような仕組みなのかということを伺いたいと思います。

- 委員長（高畠一幸君） 金井大和支所長。
- 大和支所長（金井明則君） 飯島委員の質問にお答えをいたします。

まず、要望として上がりましたのは、人を介して市のほうにそういう要望がある旨をお伝えいただきました。ただし市長のほうでは、やはり協議会に全てそこは委ねてあるということから、市長のほうに協議会長のほうの連絡先をしっかり教えて、そこと連絡を取るようにという指示を受けまして、そのようにいたした次第であります。

それから、他の要望ということでございますが、やはり私どもの条件といたしましてと申しますか、全体を使っていただきたい。今回、大和のほうで出されたものが、なぜそれを協議してくださいになったかというと、やはり複合施設として全体が活用できると見込んだからだと思います。ですから今回、小さなアプローチはございました。例えば1室を使わせてくれとか、その辺は全て協議会の会長のほうに連絡を取っていただいて、お話を協議会の中で出して、どこかとつなげてできるのであればというところで話は進めてまいりました。

あとはもう一つ、2番目のご質問でございます。

これから高校と、例えばそちらが決まって高校と活動や地域のつながり的なお話をするに当たって、今のところ、先ほど申しました分科会というのがございます。第1分科会というのは、物販と市を構築している部会があります。あとは体験と申しまして、みそ造りですか、そばとか、そういうものの体験をみんなで考えている部会がありますので、その部会ごとに会長がおりますので、そことお話をしながらというイメージでは今考えているところでございます。分科会それぞれでということでございます。

- 委員長（高畠一幸君） 飯島副委員長。

- 副委員長（飯島孝也君） その仕組み、多分解散したとも伺っているのですね。協議会が解散したとも伺っているので、分科会として残っていないという認識もあるのではないかなと思うので。改めてつくるのだったらつくるというか、協議する場というのをつくらないとならないのではないかと思いますので、しっかりそれは整理というか、多分、回覧を回した時点で解散しているのではないかと思うのですね。だから、それは組織論として改めて考え直したほうがいいのではないかと思います。いかがですか。
- 委員長（高畠一幸君） 金井大和支所長。
- 大和支所長（金井明則君） 情報としてお伝えしておりませんので、申し訳ありませんが、今月の24日、正式に協議会を開きました、解散という形を取ることになりました。そこで、最終的には委員おっしゃられているとおり、そういう方向性で進んでまいりますということは、協議会のほうに当然お伝えしておりますので、その後、そうなった場合にどういうふうに、そういうところを協議していくかというところを、やはりどういう形を残したり、新たなものを模索するのか、その辺については、しっかり話し合って、その形がスムーズにとれるように行って助言をしてまいりたいと思います。
- 委員長（高畠一幸君） 飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） 2年間、協議会というか、検討委員会含めてやってきたと思うので、それについて、解散したとはいえ、その後どうするのかということはしっかりまた改めて地域の方にも提示していただきたいし、地域の方にも協力を求めるという形をしっかりとつけていただきたいというふうに思いますので、要望させていただきます。
- 委員長（高畠一幸君） ほかにございますか。
- (発言する者なし)
- 委員長（高畠一幸君） なければ、この件は以上といたします。
- お昼が大分過ぎてしましましたけれども、最後の質問を、先般、火災情報が発令され、出動をした消防団、それが誤報ということで、また違う場所へ新たな出火報ということで出動をしたと。夜警中ということもあって、かなりの消防団が現場へ駆けつけ、奥野田小学校の近く、それらが誤報ということで、今度は玉宮のほうへ行ったということがございました。
- 今、消防団の人材確保も大変なところへ来ている中で、よく出動をしていただきました。この誤報に対する出動手当等はあるのか、そこをお伺いいたします。
- 手塚総務課長。

○ 総務課長（手塚秀司君） お答えいたします。

消防団の出動報酬につきましては、令和4年度中に、同じ常備消防を組織します山梨市と甲州市で議論をしまして、一定の方向性を示した上で条例案を出させていただいてございます。

その際に、誤報に対する取扱いについては、その際には議論はなかったわけなのですけれども、やはり令和5年、令和6年と運用していく中で、年に数回は火災の覚知の関係で、消防本部のほうから出火報が誤って出る場合があります。

その取扱いを改めて山梨市と本市で協議をして、やはり消防団活動には至らないという中で結論いたしまして、出動報酬につきましては、誤報での出動の場合には出さないという形になっておりますので、ご承知おきいただければと思います。

以上でございます。

○ 委員長（高畠一幸君） 決定事項ということですね、これは。

この件に関して、ご質問ある方ございますか。

（発言する者なし）

○ 委員長（高畠一幸君） なければ質疑は以上といたします。

その他の件についての質疑を打ち切ります。

以上で総務文教常任委員会を散会いたします。

副委員長に挨拶をお願いいたします。

○ 副委員長（飯島孝也君） 長い時間にわたりまして、ありがとうございました。昼にもわたって当局の皆さんにもご協力をいただきまして、ありがとうございました。

本日の委員会、これで終わりたいと思います。

ご協力ありがとうございました。

〔散会 午後 0時21分〕